

# えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務仕様書

## 1 目的

本県では、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、令和3年3月に愛媛県食品ロス削減推進計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としている。

本目標の達成のため、県民に「えひめの食べきり推進店（食品ロス削減の取組を実践する食品小売店舗を募集・登録する制度）」を幅広く周知し、食品ロス削減の意識啓発を図るとともに、同推進店舗の取組みを活性化するため、えひめの食べきり推進店応援企画を実施する。

## 2 委託業務名

えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務

## 3 委託期間

契約の日から令和4年1月14日（金）まで

## 4 委託料

520千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 委託業務内容

えひめの食べきり推進店の応援企画及び周知啓発

### ※「えひめの食べきり推進店」について

令和元年8月から本県が実施している事業で、対象は県内で食品を販売する小売店舗。現在、県内20市町で計138店舗が登録している。各登録店舗は下記取組項目から各店舗の実情に応じて実践している。

#### 【取組項目】

- ① 店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる取組  
（例：賞味・消費期限の近い商品からの購入を啓発、値引き販売）
- ② 家庭での食べきり・使いきりにつながる取組  
（例：ばら売り、量り売り、少量パック販売）
- ③ 惣菜等の製造・調理段階での取組  
（例：売れ行きを見ながら、こまめな調理）
- ④ 休憩コーナー・イートインコーナー等における啓発  
（例：食べ残しのない利用の呼びかけ）
- ⑤ 食品ロス削減推進担当者を配置し、自社の取組のPRや社内での情報共有を実施
- ⑥ フードバンク活動等への支援  
（例：フードバンクや子ども食堂等への余剰食品の提供）
- ⑦ 食品リサイクルの推進  
（例：店舗から発生する食品廃棄物の堆肥化）
- ⑧ その他食品ロス削減につながる取組

(1) 基本的な業務内容

えひめの食べきり推進店のサービスカウンター等に掲示が可能なポスター又はPOP等（QRコード付き）を作成し、QRコードを読み取り、簡単なアンケートに回答した者（抽選でも可）に対し、プレゼントを提供するキャンペーンの実施。

(2) キャンペーン実施時期

10月～12月のうち約1か月程度

(3) キャンペーン実施店舗

えひめの食べきり推進店（7月末現在138店舗）のうち、より多くの店舗に参加してもらえよう努めること。

(3) 広報宣伝業務

- ・ 広報用ポスター又はPOP等作成
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット、フリーペーパー、電車広告、SNS、ホームページ等の中から効果的な広報方法を選択のうえ実施すること。

(4) 事業運營業務

- ・ えひめの食べきり推進店へのキャンペーン協力依頼等
- ・ アンケートの作成、集計等
- ・ プレゼント商品の作成・提供等

(5) その他事業を効果的に実施するために必要な業務

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し委託者の承諾を得なければならない。

7 著作権の取扱い

本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに事業の実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

- (5) 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、委託者の指示を受けて対応すること。
- (6) その他定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。